

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 「令和3年度税制改正」による「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」

### 取扱内容の変更について

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」が改正されました。変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

#### （1）適用期限が2年延長されました

「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2023年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2021年3月31日（水）	2023年3月31日（金）

#### （2）贈与者（祖父母さま等）がお亡くなりになった場合のお取扱いが変わりました

結婚・子育て資金管理特約終了の日までに贈与者がお亡くなりになり、管理残額\*について贈与者のお子さま以外の方に相続税が課される場合、当該管理残額に対応する相続税額が、2割加算の対象となります。

※管理残額・・・非課税抛出額（贈与資金の合計）から結婚・子育て資金支出額を控除した残額。  
 上記の改正は、2021年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。

#### （3）受贈者（お孫さま等）の年齢要件が変わりました

2022年4月1日以後の贈与について、受贈者の年齢要件が以下の通り変わりました。

項目	変更前	変更後
受贈者の年齢要件	20歳以上 50歳未満	18歳以上 50歳未満

非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A（内閣府ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>